
外国人向け教育・学習コンテンツの 認定申請 要項（2023年度）

2023年7月



3. 認定申請 要項

(1) 認定期間

原則、認定された日から現行ガイドライン〈第2期〉の適用終了日

(予定:2026年3月末まで)

※契約満了を待たずに認定契約を解約する場合、認定された日より1年経過後の日からで、3カ月前までに申出が必要です。

※改訂ガイドライン(3年毎)が適用される初年度には、原則、再契約することが必要です。

(2) 各種費用

① 申請料: 申請1件につき5万円(税別)

※認定可否による返金、納入後のキャンセルによる返金はしません。

※認定希望の教育・学習コンテンツが複数・多岐にわたる場合、事前協議等で申請件数を調整させていただくことがあります。

② 認定料〈目安、詳細は都度協議〉

- 教材・参考書等の商品: 該当販売数×定価の5%程度
- 講習等の教育サービス: 5%
- インストラクター派遣・紹介: 10%

※認定料の支払い方法は、実施年度3月末締めに基づき納入額算出を基本とし、銀行振込となります。

(3) 募集期間

随時受付〔第2期: 2023年7月～2024年12月〕

認定ロゴ

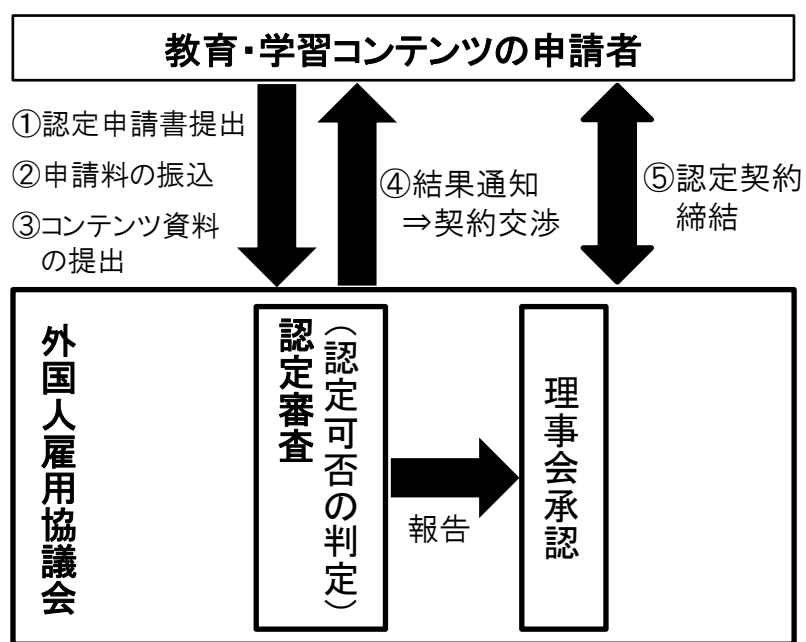


3. 認定申請 要項

(4) 申請手続き

認定申請から認定契約の締結まで、以下のプロセス(所要 2ヵ月程度)で行います。

※認定申請のご検討にあたり、認定基準資料の開示もできます。
詳しくは、教育・生活支援部会までお問い合わせください。



- ① 申請者には「認定申請書」を提出していただきます。
※受理にあたって、担当者が申請者と申請内容等の事前調整をさせていただきます場合があります。
- ② 認定申請書の受理後、協議会は申請料の請求書を発行します。認定申請書提出月の翌月末までに「申請料を納入」してください。
- ③ あわせて、申請者は、認定対象となる「コンテンツ資料※」をご準備いただき、教育・生活支援部会に提出してください。
※なるべく、ガイドラインに沿った内容かを視覚的に判定(原本、カリキュラム、動画など)できるものをお願いします。判定が困難な場合、事前に予備審査を実施する場合があります。
- ④ 協議会は、申請者ヒアリングのうえ、認定可否を判断します。その後、申請者に審査結果(認定可否、認定条件等)を通知します。
- ⑤ 所定の手続きを経て、認定契約を締結します。

外国人雇用協議会教育推進の取り組み、認定制度に関するお問い合わせ

- **教育推進の取り組みのご案内**

外国人雇用協議会・案内サイト
<https://jaefn.or.jp/>

- **教育推進に関するお問い合わせ、
教育・学習コンテンツの認定申請、取材申込**

外国人雇用協議会・教育推進部
TEL: 03-6848-7002
Mail: jaefn-test@jaefn.or.jp